

平成26年11月6日
消費者庁

特定商取引法に基づく行政処分について

本日、関東経済産業局が特定商取引法に基づく行政処分を実施しましたので公表します。

本件は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた関東経済産業局長が実施したものです。

平成26年11月6日
関東経済産業局

特定商取引法違反の訪問購入業者に対する 指示処分について

- 関東経済産業局は、訪問購入を行っていた株式会社リマックに対し、本日、特定商取引法第58条の12の規定に基づき、違反行為の是正を指示しました。
- 認定した違反行為は、氏名等不明示及び不招請勧誘です。
- 処分の詳細は、別紙のとおりです。
- なお、本処分は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた関東経済産業局長が実施したものです。

1. 株式会社リマック（以下「同社」という。）は、消費者宅に電話を掛け、訪問の承諾を取り付けた後に消費者宅を訪問し、貴金属、ブランド品など（以下「貴金属等」という。）の物品の訪問購入を行っていました。その際、最初は要請を取り付けた衣料品等の査定を行い、その後、要請を取り付けていない貴金属等の買取りについて勧誘を行っていました。

2. 認定した違反行為は以下のとおりです。

- (1) 同社は、訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、消費者宅に電話を掛け、「洋服など不要品の買取りをしている会社です。なにかありませんか。」「リサイクルをやっている。」「何でも買い取る。」などと告げ、衣料品等の買取りの要請を取り付けた後、消費者宅を訪れ、最初は要請を取り付けた衣料品等の査定をし、その後、「イミテーションないですか。」「貴金属は無いですか。」「もっと良いものないの。」などと切り出し、貴金属等の買取りについて勧誘を行っており、その勧誘に先立って、売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る物品の種類を明らかにしていませんでし

た。

(氏名等不明示)

(2) 同社は、訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、消費者宅に電話を掛け、「洋服など不要品の買取りをしている会社です。なにかありませんか。」、「リサイクルをやっている。」、「何でも買い取る。」などと告げ、衣料品等の買取りの要請を取り付けた後、消費者宅を訪れ、最初は要請を取り付けた衣料品等の査定をし、その後、「イミテーションないですか。」、「貴金属は無いですか。」、「もっと良いものないの。」などと切り出し、貴金属等の買取りについて勧誘を行っており、貴金属等の訪問購入に係る売買契約の締結についての勧誘の要請をしていない者に対し、勧誘を行っていました。

(不招請勧誘)

【本件に関する相談先】

本件に関する御相談につきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御相談下さい。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

(別紙)

株式会社リマックに対する行政処分の概要

1. 事業者の概要

- (1) 名称：株式会社リマック
- (2) 代表者：代表取締役 中島 誠 (なかじま まこと)
- (3) 所在地：福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目16番10号
興産ビル8階
- (4) 資本金：100万円
- (5) 設立：平成24年8月28日
- (6) 取引類型：訪問購入
- (7) 買取商品：貴金属、ブランド品、金券類、着物等

2. 取引の概要

株式会社リマック（以下「同社」という。）は、消費者宅に電話を掛け、訪問の承諾を取り付けた後に消費者宅を訪問し、貴金属、ブランド品など（以下「貴金属等」という。）の物品の訪問購入を行っていました。その際、最初には要請を取り付けた衣料品等の査定を行い、その後、貴金属等の買取りについて唐突に勧誘を始めるなどし、貴金属等の買取りについて勧誘を行っていました。

3. 指示の内容

訪問購入に関する業務のうち、次の事項を遵守すること。

- (1) 訪問購入をしようとするときは、その勧誘に先立って、その相手方に対し、売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る物品の種類を明らかにすること。
- (2) 訪問購入に係る売買契約の締結についての勧誘の要請をしていない者に対し、営業所等以外の場所において、当該売買契約の締結について勧誘をし、又は勧誘を受ける意思の有無を確認しないこと。

4. 指示の原因となる事実

同社は、以下のとおり特定商取引法に違反する行為を行っており、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が害されるおそれがあると認められた。

(1) 氏名等不明示（特定商取引法第58条の5）

同社は、訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、消費者宅に電話を掛け、「洋服など不要品の買取りをしている会社です。なにかありませんか。」、「リサイクルをやっている。」、「何でも買い取る。」などと告げ、衣料品等の買取りの要請を取り付けた後、消費者宅を訪れ、最初は要請を取り付けた衣料品等の査定をし、その後、「イミテーションないですか。」、「貴金属は無いですか。」、「もっと良いものないの。」などと切り出し、貴金属等の買取りについて勧誘を行っており、その勧誘に先立って、売買契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る物品の種類を明らかにしていなかった。

(2) 不招請勧誘（特定商取引法第58条の6第1項）

同社は、訪問購入に係る売買契約の締結について勧誘をするに際し、消費者宅に電話を掛け、「洋服など不要品の買取りをしている会社です。なにかありませんか。」、「リサイクルをやっている。」、「何でも買い取る。」などと告げ、衣料品等の買取りの要請を取り付けた後、消費者宅を訪れ、最初は要請を取り付けた衣料品等の査定をし、その後、「イミテーションないですか。」、「貴金属は無いですか。」、「もっと良いものないの。」などと切り出し、貴金属等の買取りについて勧誘を行っており、貴金属等の訪問購入に係る売買契約の締結についての勧誘の要請をしていない者に対し、勧誘を行っていた。

5. 勧誘事例

【事例1】

平成25年11月、同社の営業員Zは、消費者Aに電話を掛け「洋服など不要品の買取りをしている会社です。なにかありませんか。」と言った。Aは、「息子のネクタイを処分したい。」と伝えた。するとZは、「ネームの入らないものでお願いします。」「季節的に冬物じゃないと」と言ったが、この電話の中では洋服の話ばかりで貴金属のことは何も言われなかった。もしこの電話で貴金属について話が出ていたら、Aは、以前からよくニュースなどで「貴金属の押し買い」が取り上げられていたのを見聞きしていたので、承諾する気は無かった。

翌々日、営業員YがA宅を訪問した。YはAの家に入って来た時に、何を買い取るかを言わなかったが、Aは、Zから電話で「洋服の買取り」で来てもらうことは約束していたのでそのつもりだった。このときもYからは貴金属の話はなかった。

Aは、Yを玄関脇の部屋に通し、買取りしてもらおうと思っていた物を事前にソファに置いていたのでそれらを見せたり、洋服ダンスを開け「ネクタイはいっぱいあるので好きなもの持って行って。」と伝えたところ、Yは、「ブランド物じゃないと。」「紳士物はリサイクルで買う人はあまりいないので。」「リサイクルで買うのは女性が多いので。」「女性物ありませんか。」と言うのでAは、自分の洋服を数着出した。

その後、Yは、何をやる目的か言わず、単に「イミテーションないですか。」と言ったため、Aは、言われるままイミテーションのネックレスを出した。するとYは、次に「貴金属は無いですか。」と言ってきたので、Aは、「あることはあるけど、奥にあるから。」「面倒くさいから。」とやんわり断ったが、Yが「今あるものを査定するのに10分以上かかるので探して下さい。」というので、Aは、目的を理解せず言われるがまま、奥の部屋に行き、何本かのネックレスをYに見せた。

Yは、その何本かのネックレスを計りの上に載せ、「〇〇円です。」と言った。Aは、ネックレスを売りたいと思っていた訳でもないのに、ネックレス1本だけ査定の対象として残した。

【事例2】

平成25年11月、同社の営業員Xは、消費者Bに電話を掛け「リサイクルをやっている。」「何でも買い取る。」と言った。Bは足腰を痛めているため「出かせないで要らない物を処分できるなら。」と思い、来てもらうことにした。この電話の中で貴金属を買い取る話は全く出ていなかった。

後日、営業員WがB宅を訪問した。Wは、初めに名刺を渡したが、特に何を買収するとも言わず、貴金属を買い取る話も全く出なかった。Bは、Xから電話をもらい、Wの訪問を受けるまでの間に、リサイクルに出したいと思っていた皿や盆、オーバー、ハンドバッグなどを準備していた。

Bがそれらを玄関先に持って行きWに見せると「これは売れない。」「これは良い。」「これは傷があるのでダメ。」と振り分けていった。それからWは、「もっと良いものないの。」「貴金属ありませんか。」と聞いてきた。

Bは、貴金属を売る気はなく、電話でも貴金属の話は出ていなかったのに、事前に見せる準備をしていなかったが、Wに「持ってきて。」と言われたので、その言葉に従いいくつかの指輪を玄関先に持って行った。

Bは、見積りもりのつもりで売る気も無かったが、Wに言われるまま指輪を見せただけで買い取ることになっていた。ただ、Bは「私ももう年だし、使うことも無いからいいかな。」という気持ちになり拒絶はせず、見せた指輪

の内いくつかを買い取ってもらうことにした。

【事例 3】

平成25年8月、消費者Cはテレビかチラシか、何かで見た訪問買取りに来てもらおうと思い、自分から同社に電話をし、そのとき電話に出た営業員Vに「洋服を買い取って欲しい」とだけ言うと、営業員がCの家に来ることになった。

後日、営業員Uが来たので家に上げた。Uは、C宅に来た時に、会社名を名乗ったりはしなかったが、名刺をくれた。

Cが、電話で「主人の洋服を買い取って欲しい。」と伝えてあったためか、Uから「今日は何を買い取る。」などとは、特に何も言われず、Cもすぐ夫のスーツを見せた。するとUは、「ネームが付いているのはダメ。」とかズボンも「〇本で〇〇円。」などと言ったので、Cは、売らないことにした。

その後、Uは、「今、金属が値段上がっているんですよ。」「指輪か何かあるでしょう。」「出されるの、ありませんか。」と聞いてきた。Cは、元々貴金属を売るつもりは無かったが、介護費用の足しになればと思い持っているネックレスや指輪などを出した。

【事例 4】

平成25年12月、同社の営業員Tは、消費者Dに電話を掛け、Dは、「いらないものでも何でも買い取ります。」と言われたので、特に何を買い取って欲しいとか、品名についてははっきり言わなかったが、洋服を出すつもりで「お願いします。」と言った。この時、Dは、Tから貴金属の買取りについては何も聞いていなかった。

数日後、営業員SがD宅を訪問した。Sは、会社名と自分の名前は名乗っていたが「今日は何を買い取る。」など、品目については特に言わなかった。Dは、洋服が沢山あったので、それらを見せようとSを洋服のある部屋に入れた。Sは、世間話をしながら買い取る洋服をたたんでいたが、そのうち「今、貴金属が良い値段なんですけど、何かありませんか。」と聞いてきた。Dは、貴金属を買い取ってもらう気は初めからなかったので「無いです。」と言ったが、Sは、その後も洋服をたたみながら雑談に織り交ぜ、「貴金属ありませんか。」「なんかあるでしょう。」と聞いてきたので、Dは、ネックレスを1つ出した。